令和2年度「日本産酒類のブランド化推進事業」に係る応募事業者募集要領

令和2年3月13日国税庁酒税課

国税庁では、経済財政運営と改革の基本方針2019をはじめ、累次の閣議の決定等で示された方針を踏まえて、日本産酒類の輸出拡大に取り組んでいます。

日本産酒類の更なる輸出拡大には、高付加価値化とそれに見合った価格設定、そのためのブランド 戦略が重要であることから、国税庁では令和2年度に事業者による海外向けのブランド化の推進に資す るため、ブランド化のモデル事例構築に係る調査・実証分析等、一連の事業(以下、「ブランド化推進 事業」という)を実施する予定です(※)。

このため、ブランド化推進事業において調査・実証分析の対象とするテーマを国内の酒類事業者から 募集します。

当事業への応募にあたり、テーマが選定されてブランド化推進事業に参画される方は、国税庁が別途 入札により契約する、モデル事例構築に係る調査・実証分析業務の受託者(以下、「調査受託者」と いう。)にご協力いただけることを条件とします。

本公募は、国会での令和 2 年度の当初予算成立が前提となります。このため、今後内容が変更になることもありますので、ご了承ください。

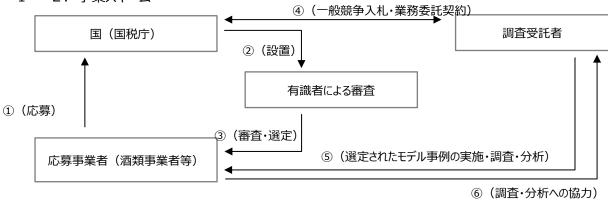
- ※ 本事業における「ブランド化」は、日本産酒類の輸出促進に向けたあらゆる取組を対象とします。取 組の具体例は以下のとおりです。
 - 海外ニーズを踏まえ、強みを活かした海外展開をするための現地調査及びブランド戦略の構築
 - 海外の嗜好に即した新商品開発、新規ブランドの立上げ、そのための調査研究
 - 海外において新規に製品を取り扱う事業者の開拓や新たな販売手法の試行
 - 海外の有名レストラン等の協力による認知度向上に向けた情報発信
 - 地理的表示(GI)やテロワール等を海外向けのブランド化に活用する取組
 - 農商工連携や異業種連携等により、新たな価値創造を目指す取組

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

ブランド化推進事業においては、日本産酒類の更なる輸出拡大には、高付加価値化とそれに見合った価格設定、そのためのブランド戦略が重要であることから、国税庁では令和2年度に事業者による海外向けのブランド化の推進を図ることにより、酒類事業者の競争力強化並びに酒類業界全体の高付加価値化・ブランド構築の実現を目指すことを目的とし、調査・実証分析を行い調査受託者が成果物として国税庁に提出する調査結果の報告書を国税庁が公表することとしています。

1-2. 事業スキーム



1-3. 公募対象事業

日本産酒類の海外展開推進に向けた、商品等のブランド確立のための取組。

1-4. 事業実施期間

調査受託者が決定した日~令和3年3月31日

1-5. 応募資格

酒税法の規定により、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者(以下、「酒類事業者」 という)、並びに酒類事業者を少なくとも1者以上含むグループ。

1-6. 事業の留意点

ブランド化推進事業は、補助金、交付金の類ではなく、国税庁における調査事業の一環として行うものであり、当該取組に要する経費を支弁するものです。

【2. 応募手続き】

2-1. 募集期間

募集開始日: 令和2年3月13日(金)

締 切 日: 令和2年4月 3日(金)17時必着

2-2. 応募書類

(1) 郵送・宅配便等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、 赤字で「令和2年度「日本産酒類のブランド化推進事業」 応募書類在中」と記載してください。

電子メールの場合には、メールの件名(題名)を必ず「令和2年度「日本産酒類のブランド化推進事業」応募書類」としてください。電子メールで提出があった場合は、担当者から受信確認の返信を行います。締切日時までに受信が確認できない場合は申請を受け付けませんので、ご注意ください。またメールサイズは添付ファイルも含めて 10MB を超えないようにして下さい。

【提出書類】 令和2年度「日本産酒類のブランド化推進事業」応募書類

【申請部数】 1部

【注意事項】 郵送の場合は、用紙サイズは全て A4 で統一し、左側に縦 2 穴で穴を開け、左上 1 個 所でクリップ止め(ホチキス不可)して下さい。

- (2) 提出された応募書類はブランド化推進事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持に十分配慮いたしますが、選定された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- (3) 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の成否を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。

また、事業の選定後、実施内容を大幅に変更することはできません。

2-3. 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等若しくは電子メールにより以下に提出してください。

国税庁 課税部 酒税課 ブランド化推進事業担当

E-mail: koudoku.syuzei@nta.go.jp

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1

- ※ FAX による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入 要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ <u>締切を過ぎての提出は受け付けられません。</u>郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【3. 評価·選定】

3-1. 評価方法

評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施する ほか、追加資料の提出を求めることがあります。

3-2. 評価基準

以下の審査基準に基づき、国税庁において外部の有識者等による審査を行い、それぞれの意見を踏まえ選定します。

評価項目	評価事項
①事業テーマの	・ 事業テーマの設定内容がブランド化推進事業の目的に合致しているか
設定	
	・ 事業実施における課題、対応、時間軸が明確か。
	・ 事業遂行に至る経緯が明確か(従来日本産酒類の製造・販売等に関
②事業実施の	連する取組によって得られた知見・課題を反映した内容となっているか)。
妥当性	・ 財務状況等は、適切な事業遂行に当たって問題ないか。
	・ 事業の内容・目標・遂行方法が十分具体的かつ現実的であるか。
	・ 事業内容に見合った事業費積算となっているか。
③事業の先進性・ 独自性・優位性・ モデル性	・ 開発または販路開拓を行う商品・サービスに独自性があり、既存・競合商
	品等と差別化が図られており、ブランド化による地域経済への波及効果等
	が見込まれているか。
	・ 全国的なモデル事例となり、他の事業者の取組の参考・励みになり得るか。
④事業の将来性	・ 事業を実施することによる費用対効果を想定しているか。
	・ 顧客ターゲット(対象国・地域含む)と事業内容が明確か。
	・ 事業について将来的な展望を有しているか。

3-3. 選定結果の決定及び通知

選定案件の決定後、応募事業者全員に対して、速やかに選定又は不選定の結果を国税庁から通知します。

※選定結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

3-4. 選定された者の義務

ブランド化推進事業に選定された者は、事業運営に当たり、調査受託者と連携し調査・実証分析等に協力するほか、調査受託者の指示や管理に従ってください。

また、調査受託者との間で問題が発生した場合には、当事者間で解決をしてください。

3-5. その他

- ① 同一企業が類似内容で本制度以外の国の事業や委託事業等と併願している場合等には、選 定時に調整する可能性があります。
- ② 選定された場合であっても、予算の都合等により実施内容が変更される場合があります。

【4. 調査・実証分析の対象とするテーマの決定】

選定決定後、事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【5. ブランド化推進事業に含まれる経費】

5-1. 対象となる経費

ブランド化推進事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。

なお、これらの経費については、調査・実証分析業務の必要経費として、調査受託者が支出、負担します。

また、経費の上限は2,000万円程度(税込)です。

(1) ブランド化推進事業の実施に関する取組

例えば、事業の企画、新商品の開発・試作、アンケート調査、プロモーション活動等の情報発信 に係る経費

(2) ブランド化推進事業の実施成果検証

事業の実施成果の検証、対応策の検討等に要する経費

(3) その他国税庁が必要と認める経費

5-2. ブランド化推進事業の対象とならない経費

- ・ 国や地方自治体により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ・ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費材や用地取得等、ブランド化推 進事業の範囲に含まれない経費
- ・ 共同申請者に加工を依頼又は委託した際の人件費
- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費

- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用
- ・ 不動産の購入費及び自動車等車両(軽車両に係るものを除く。)の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための 弁護士費用
- ・ 公租公課(消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。)
- ・ 各種保険料 (旅費に係る航空保険料及び展示会等出展に係るものを除く。)
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ ブランド化推進事業の申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するための、申請に要する費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

【6. 問い合わせ先】

応募書類の提出先に記載した koudoku.syuzei@nta.go.jp まで、Emailにてお問い合わせ下さい。

以上